

高次脳機能障害を持つ人の就労にかかわる要因

Employment of individuals with acquired brain injury

船山 道隆*

Key Words : 就労, 高次脳機能障害, 動作性IQ, 意欲

はじめに

高次脳機能障害を持つ人の就労に影響する要因については、年齢、教育歴、発症後の記憶障害の期間、社会行動障害や遂行機能、精神障害の合併、運動機能の低下、発症前の就労状況、外傷の重症度などが関係するといわれているが、詳細な神経心理学的検査との関連を調べたものはわずかしかない。今回われわれは、高次脳機能障害を持つ患者の就労状況に関わる要因を詳細な神経心理検査を加えた形で検討した。

1. 対象と方法

対象は2015年1月から2018年9月までに当院高次脳機能外来および江戸川病院神経心理外来に通院中の後天性脳損傷患者（発達障害と変性疾患は除外）343名の中から、18歳未満と60歳以上と学生の合計139名、発症から就労までの期間を考慮して発症後1年未満しか追えなかった6名、さらに神経心理検査に協力できなかった37名を除いた161名である。161名の疾患の内訳は頭部外傷が74名、脳血管障害が57名、その他30名であった。

就労状況は、公共職業安定所の就労の定義および賃金を参考に以下の5段階で評価した。

- レベル4：正規雇用および正規雇用相応の給料がある非正規雇用
- レベル3：障害者雇用枠およびパートタイムでの就労および正規雇用相当の給料がない非正規雇用
- レベル2：A型作業所通所

レベル1：B型作業所通所

レベル0：いずれの就労もなし

なお、賃金での境界は、正規雇用相当の給料のある非正規雇用とは税金などの控除額や手当をすべて含んだ給料が15万円以上であればレベル4、15万円未満であればレベル3とした。

就労状況を説明する因子として、基本的な情報として、年齢、性別、教育歴、発症からの年数に加えて、発症前の就労状況を3段階（2：正規雇用および正規雇用相当の給料のある非正規雇用、1：パートタイムでの就労および正規雇用相当の給料がない非正規雇用、0：就労なし）で評価した。

身体機能として、就労や運転可否に影響を与えるてんかんの有無と身体機能/巧緻性を説明因子とした。身体機能/巧緻性はBrunnstrom stageの6段階評価を用い、左右いずれかの上肢、手指、下肢のいずれかにおいての最低値を説明因子とし、麻痺のない場合は統計手法のために評価を7とした。

精神症状は、ICD-10の精神および行動の障害に該当するか否かを説明因子とした。

認知機能は、意欲障害の程度、脱抑制/社会行動障害、言語性知能、動作性知能、エピソード記憶、注意機能、遂行機能を説明因子とした。認知機能の評価方法は、意欲障害の程度は標準意欲検査の面接による評価、脱抑制/社会行動障害はBADs質問紙の脱抑制に関する5項目、すなわち①人前で他人が困ることを言ったりやったりする、②ごくささいなことに腹をたてる、③たとえすべきでないとわかっていることでも、ついやってしまう、④考えずに行動し、頭に浮かんだ最初のことをやる、⑤自分の行動を他人がどう思っているのか気づかなかったり、

* 足利赤十字病院神経精神科 Michitaka Funayama : Department of Neuropsychiatry, Ashikaga Red Cross Hospital

関心がなかったりするといった5項目を各4段階で評価し、最大20点とした。さらに、言語性知能はWAISの言語性IQ、動作性知能はWAISの動作性IQ、エピソード記憶はリバーミード行動記憶検査スクリーニング得点、遂行機能は慶應版Wisconsin Card Sorting Test達成カテゴリー数、注意機能は横B4版のTrail Making Test Bの秒数を用いた。統計手法は多変量解析を用い、有意水準を $P < 0.05$ と定めた。

2. 結 果

多変量解析による高次脳機能障害者全体 ($N =$

161) の損傷後の就労状況 ($P < 0.01$, 補正 $R^2 = 0.51$) に影響する因子は、損傷以前の就労状況がよいこと、若年であること、意欲障害が軽度であること (以上3つが $P < 0.01$) に加えて、動作性IQがよいこと、脱抑制/社会行動障害が少ないこと、発症からの年数が長いこと (この3つが $P < 0.05$) であった。

3. 考 察

高次脳機能障害を持つ人の就労に意欲障害や社会行動障害や動作性IQが影響することが示された。このことは、リハビリテーションの方向性に示唆を与えるものかもしれない。